

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第二号

埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月三十一日

埼玉県下水道事業管理者 北 田 健 夫

埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規程

埼玉県流域下水道事業財務規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第十七号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項第四号中「東日本電信電話株式会社」を「NTT東日本株式会社」に改める。

第百八十五条第二項第一号中「五十万円」を「百万円」に改める。

第二百十条第一項中「二月末日」を「三月末日」に改める。

別表第四―中「（契約変更額が当初契約額の5%以上となる場合又は契約変更額の累計が当初契約の5%以上となる場合を含む。）」を削る。

附 則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。